

ID: 1106

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	特別の設備の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市民文化プラザ条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	令和 6 年条例第12号		
【根拠条文】 (施設等の変更禁止) 第12条 利用者は、施設等に特別に設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5 日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日